

岩沼市空港南公園植栽事業への災害廃棄物等の活用の考え方について

岩沼市が空港南公園植栽事業で使用した東日本大震災により生じた災害廃棄物等の活用については、下記の考え方により行っています。

記

- 1 本事業に使用する災害廃棄物等は、次のとおりです。
 - (1) 土砂 がれきの混じった津波堆積物で分別を行ったもの
 - (2) コンクリートがら 家屋の解体等で発生したコンクリート片を破碎・分級し、再生資材として使用できるもの
 - (3) 丸太 津波による流木・倒木の枝を取ったもののうち、直径20～30cmのものを50～100cm程度の長さに切断したもので、一般廃棄物に相当するもの

- 2 本事業での盛土材としての上記の災害廃棄物等の使用については、(1)及び(2)については、法的に問題はないが、(3)については、不法投棄となる可能性があることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、一般廃棄物の処理責任を有する岩沼市が、自己責任の下で実証実験として行っています。なお、実証実験に当たっては、公益財団法人地球環境戦略研究機関国際生態学センター（宮脇昭センター長）の協力のもと、次の3点について、5年間程度追跡調査を行い、データを取得することとしています。
 - (1) 植物の生育状況
 - (2) 盛土の沈下状況
 - (3) 盛土からのメタンガス発生状況

- 3 実証実験に当たっては、環境省並びに宮城県廃棄物対策課との協議を行い、実施しています。